

令和8年度（2026年度）熊本県狩猟者登録の取扱い

令和8年度（2026年度）において、熊本県で狩猟者登録をする場合（個人）の取扱いは次のとおりです。

1 狩猟者登録申請書の提出先

住所地を所管する各広域本部地域振興局農林部林務（森林保全）課（熊本市在住者にあっては、環境生活部環境局自然保護課）

2 提出書類等

1	狩猟者登録申請書	1 部
2	狩猟税申告書	1 部
3	次のいずれかの証明書（いずれも当該年度のものに限る。） （1）一般社団法人大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書 ※原本又は原本証明印のあるもの(原本は返却します。) （2）損害保険会社の損害保険契約（3,000万円以上）の被保険者であることの証明書 （3）資産に関する証明書（3,000万円以上）	1 部
4	写真 （最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の「縦3.0cm×横2.4cm」で裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの。）	2 枚
5	平成27年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等 ※次の3に掲げる対象者に該当する者に限る。	1 部

※今年度の申請手続きはオンライン上でも可能です。狩猟者登録申請手数料はオンライン上で納付（クレジットカードまたはPayPayに限る）することができますが、狩猟税申告書は熊本県収入証紙で納付ください。詳しくは県ホームページをご覧ください。

3 平成27年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等

（1）対象鳥獣捕獲員※¹である場合

- ① 県内市町村長が発行する、対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

※1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき市町村長から指名されて捕獲を行う者

（2）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合

- ① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書
鳥獣保護法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成（参考様

式第4号)する。

- ③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業)が実施されたことを証する書類
当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、**熊本県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。**
- ④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し
従事者証に記載された内容(有効期間、捕獲等の目的・区域等)が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理(有害鳥獣捕獲)に係るものに限る。

(3) 許可捕獲者(許可の区域に熊本県内が含まれる場合に限る)である場合

許可捕獲者は、狩猟者登録を申請する日前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者、また同許可の許可を受けた者の従事者が該当し、提出書類は【別紙】のとおりとします。

4 狩猟税の減免措置

(1) 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除
(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除
(3) 許可捕獲者	半額減免

注) 1 従来の2号、4号の「県民税所得割額の納付の要否」「扶養者・被扶養者の別」とは、別に減免措置が追加

従来の2号、4号の証明は、市町村から証明を受けること

注) 2 令和12年(2030年)3月31日までの登録に限る

5 登録に要する費用

(1) 狩猟税

登録の種類		狩猟税
網猟 又は わな猟	(ア) 下記(イ)以外の者	8,200円
	(イ) 当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業、又は林業に従事している者を除く。)以外の者で住所地の市町村長が発行した証明書を添付した者	5,500円
第一種銃猟	(ア) 上記(イ)以外の者	16,500円
	(イ) 上記(イ)と同様	11,000円
第二種銃猟		5,500円

納付方法：狩猟税申告書に、熊本県収入証紙を貼り付けのうえ納付してください。

(2) 狩猟者登録手数料..... 1,800円

① 紙申請の場合

狩猟者登録申請書に熊本県収入証紙を貼り付けのうえ納付してください。

② オンライン申請の場合

オンライン上でクレジットカード又はPayPayで納付してください。

6 狩猟者登録申請書の受付期間

(1) 紙申請の場合

令和8年(2026年)9月4日(金)から開始します。

(2) オンライン申請の場合

令和8年(2026年)8月28日(金)から開始します。

(1)・(2)どちらの場合も、令和8年(2026年)9月25日(金)までに提出書類等が到着しないときは、初猟日までに登録証等を交付できないことがありますので注意してください。

7 その他

- ① 提出書類等は、住所地を所管する各広域本部地域振興局農林部林務(森林保全)課(熊本市在住者にあつては、環境生活部環境局自然保護課)で受理し、審査のうえ、適正と認められる者に対して登録証等を交付します。
- ② 申請書に不備(記入漏れ)がある場合は、登録証等を交付できない場合がありますので注意してください。
- ③ 手続き等に時間を要するため、登録証等の即日交付は行いません。
- ④ 狩猟者登録証は、鳥獣捕獲報告とともに狩猟期間満了後30日以内に住所地を所管する各広域本部地域振興局農林(水産)部林務(森林保全)課(熊本市在住者にあつては、環境生活部環境局自然保護課)へ返納してください。

熊本県環境生活部自然保護課
担当：野生鳥獣班 大城
電話：096-333-2275

【別紙】『平成27年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける「許可捕獲者」に該当する者である場合の必要な提出書類等』

◆許可捕獲者^{※2}（許可の区域に熊本県内が含まれる場合に限る）

許可捕獲者は、狩猟者登録を申請する日前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項の①許可を受けた者、また②同許可の許可を受けた者の従事者が該当し、提出書類は次のとおりです。

※2 下記の事項が条件となります

○「許可の目的」

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的であること

○「活動実績があること」

許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、許可を受け当該許可に係る捕獲活動をした者及び許可を受けた者の従事者として当該許可に係る捕獲活動をした者であること

1 許可を受けて捕獲活動をした者の場合

（1）登録申請日が許可期間内にある場合

①許可証の写し

②捕獲等の結果を示す書面^{※3}

※3 ②の書面は、

許可証の「報告欄」の記載を持って「捕獲等の結果を示す書面」とし、「報告欄」の写しを提出。
なお、申請前1年以内の捕獲活動（捕獲実績が無い場合も含む）の確認を要するので、捕獲活動した結果、捕獲実績が無い場合も、報告欄の「捕獲等又は採取した場所」に捕獲活動をした場所を記載し、「備考」に捕獲活動した日付を記載する。

（2）返納等、その他やむを得ない理由により（1）の書類が揃えられない者の場合

○「個人の場合」

許可権者に対し、参考様式第2-1号により証明願いを提出し、発行された証明書(参考様式第3-1-1号)の原本の提出

○「団体等の場合」

許可権者に対し、参考様式第2-2号により証明願いを提出し、発行された証明書(参考様式第3-1-2号)の原本と証明された者分の狩猟者登録申請をひとまとめにして提出

2 許可を受けた者の従事者として捕獲活動をした者の場合

（1）登録申請日が従事期間内にある場合

①従事者証の写し

②捕獲等従事結果報告書（参考様式第1号）

（2）返納等、やむを得ない理由により（1）の書類が揃えられない者の場合

○「個人の場合」

許可権者に対し、参考様式第2-1号により証明願いを提出し、発行された証明書（参考様式第3-2-1号）の原本の提出

○「団体等の場合」

許可権者に対し、参考様式第2-2号により証明願いを提出し、発行された証明書（参考様式第3-2-2号）の原本の提出※狩猟者登録申請書は、証明された者の分をひとまとめにして提出